

第 52 回 評 議 員 会 議 事 録

1. 日 時 2018 年 1 月 30 日(火) 13 時 00 分～15 時 10 分
2. 場 所 原子力発電環境整備機構 12 階 大会議室
3. 出席者 大江俊昭、児玉敏雄、西川正純、城山英明、高橋恭平、田中裕子、長辻象平、中村多美子、東原紘道 各評議員
評議員会運営規程第 5 条第 2 項に基づく委任状を提出した評議員：
勝野哲、久住静代、崎田裕子、西垣誠、山地憲治 各評議員
評議員会運営規程第 6 条に基づく出席：
近藤駿介理事長、藤洋作副理事長、中村稔専務理事、宮澤宏之理事、梅木博之理事、伊藤眞一理事、小野剛理事、上野透監事、鳥井弘之監事
経済産業省資源エネルギー庁放射性廃棄物対策課 那須良課長
電気事業連合会 小野田聡専務理事

本日の評議員会の実際の出席者は 9 名であった。また、評議員会運営規程第 5 条第 2 項に基づく委任状の提出により出席があったとみなされる評議員 5 名を含む評議員全員(14 名)の出席となり、定款第 20 条第 6 項の議決を行うに必要な要件を満たしていることを確認した。

議長は、大江評議員、東原評議員を議事録署名人に指名した。

4. 配布資料

議事 52-1 提言を踏まえた再発防止策等の検討状況について

議事 52-1-1 提言を踏まえた再発防止策等 (案)

議事 52-1-1 添付資料① 一般の方を対象とする会合等の直営／委託の分類

議事 52-1-1 添付資料② 一般の方を対象とする会合等の実施等における想定リスク一覧表

議事 52-1-1 添付資料③ 契約手続きに関する再発防止の取り組み

議事 52-1-1 添付資料④ 一般の方を対象とする会合等の実施等に係るルール

議事 52-1-1 添付資料⑤ 一般の方を対象とする会合等に電力関係者が参加する場合の取扱い

議事 52-1-2 当面の組織的対応について

議事 52-2 対話型全国説明会の試行的実施の概要

5. 議 事

①提言を踏まえた再発防止策等の検討状況

担当理事から「提言を踏まえた再発防止策等の検討状況について」の説明があり、審議の結果、提案のとおり承認された。

(議長の判断により、質疑は「対話型全国説明会の試行的実施の概要」の説明後に併せて実施)

②対話型全国説明会の試行的実施の概要

担当理事から「対話型全国説明会の試行的実施の概要」について説明があり、審議の結果、提案のとおり承認された。

(主な意見等)

(NUMO)

本日、評議員会を開催した趣旨について説明させていただきたい。12月27日開催の第51回評議員会において、皆さまから意見交換会における不適切な参加者募集活動に関する調査チームの報告書とそれに基づく提言を頂戴した。報告書には再発防止対策として「契約に対する考え方」、「再委託先に対する管理、監督」、「シンポジウム等の告知、参加呼びかけについて」、「シンポジウム等への電力関係者の参加について」、「告知・参加呼びかけ担当部署における横断的な認識の共有」、それらを徹底するために必要な「リスク管理体制の確立」の6点が示されており、それらを踏まえた皆さまの検討の結果としての提言には「再発防止策の徹底」、「対話活動の改革」、「組織改革と人材育成」の三つの柱からなるご提言が含まれていた。それを頂戴して私からご提言への対応方針を申し述べたが、現在はそれに基づき組織をあげて再発防止のための検討を進めているところである。本日、皆さまにお集まりいただいたのは、その検討状況について、既に決定したものはその内容、また、引き続き検討を続けているものは、その作業の経過をご報告申し上げ、ご意見を賜りたいと考えたからである。特に、意見交換会に関しては、ご提言のとおりこれをいったんリセットし、業務委託や参加者募集業務のリスク管理が不十分であったためにその公正性を損ねる事案が発生したことを深く反省して、今後の業務委託は専門性等の観点から合理性のあるものに限定すること、そしてその業務リスク管理活動を充実するために委託ルールを見直すとともに、一般の方を対象とする会合等における廃棄物の発生責任者である電力関係者の取扱いを明確化した。さらに、告知を含む会合業務を、公正性を確保して手作り・直営で行うことを基本とし、適

切に管理された状態で行うためのルールを整備した。そこで、このルール等の妥当性を検証するために、2月から「対話型全国説明会」の試行的実施を行うべく、その試行計画もとりましたので、あわせて皆さまからのご意見を頂戴いたしたい。

(評議員)

再発防止策の説明を聞いた印象としては、あまりに隙間もないほど作りこんでいるので、職員の皆さんがこれを全部頭に入れて十分に使いこなせるのかが心配という点である。今回のような事案があった後だけに、蟻の入る隙間もないぐらいにやることは頷ける点もある。ただ、この種のことはいくら完璧に決めても、また例外のような隙間を縫う出来事が起こりうるので、そういうときに常識を持って柔軟に対処する、そここのところのフットワークやセンスが最後には求められると思っている。会合等への参加について、細かく電力関係者に対する規定が設けられているが、誰かの依頼や指示でなく自らの職務のために勉強しようという個人の自由意思で参加した場合でも、ここにある規定が適用されるということか。また、退職したOBの取扱いについても聞かせてもらいたい。

(NUMO)

ご指摘のとおりである。また、ルール上では、現役の役員・職員を電力関係者としている。

(NUMO)

補足すると、対象となる会社に「在籍する」ということが判断基準となる。したがって、電力会社を退職後も各電力会社の有価証券報告書に記載された関係会社に在籍している場合はOBであっても対象となり、そこも退いて完全にOBとなれば対象にならないという線引きである。

(評議員)

電力関係者は一切の発言が認められず、ただ聞いているだけということか。

(NUMO)

関係者席には発言権がないため、一切の発言ができないということである。

(評議員)

いくつか細かいことを確認したい。趣旨としては、今回のような事案があったのでいろいろな仕組みを作らなければならないが、過度に縛り過ぎていないか、本当にこれで柔軟に動けるのかということである。一つは、議事52-1「提言を踏まえた再発防止策等の検討状況について」の3.(1)に記載のある「どのようなときに業務委託

を出すのか」という話で、今回の事案は説明会で問題が生じたのだが、それだけではなく技術開発の話を含めて一般的に整理されたということであると思う。説明会あるいはシンポジウムの実施で業務委託に出せるのは、専門性と効率性の観点としており、これは、評議員会からのリコメンデーションに入っていた項目をそのまま引用されているが、技術開発のほうは効率性の話だけが書かれており、基本的に機構において保有すべき機能に人的資源を集中して内製でやるということだと思っただが、これは意識的にこう書かれているのか。技術開発においては何を内部に持って、何を外と連携しているのかが重要な話であって、コアの部分、専門性のあるものは内部で持って補完的なものは外に依頼するというのを、ここで意識的に整理をされたのかどうかということを確認したい。二つ目は、同資料の3. (2)に意見交換会をリセットして新たな対話型全国説明会を試行すると書いてある。キーワードは手作り感と公正だと思っただが、そのときに、実効的にきちんと対象者にリーチできるかどうかということをおえて入れないということでもいいのかという点である。今日の説明でも手作り感やコストをかけないという表現がかなり出てきていて、例えば、新聞広告は出さないとか、あるいはジオミライ号も現物を持っていくとコストがかかるためやらないとしている。こういう問題が起こったので、手作り感と公正というところに焦点を当てて、お金をかけないというスタイルが大事だということかもしれないが、これで試行してみてどれだけ人が集まるか。極端な言い方をすれば、人が集まらなかったとしても当面はこの方法でやるのだという政策選択だと思うので、とりあえずアウトリーチするよりも、公正かつ手作り感という話と、コストをかけないという姿勢の表明に重点をおくということであると理解していいか。また、ルールが必要ということで、「一般の方を対象とする会合等の実施等に係るルール」を作ったということであるが、これはどこまでを含むのか。名前は違っても対象とすることもあるというのは、広いものを対象としていると同時に、定義がどこかにあったと思うが、一般の方の理解の増進を目的とする場合が対象であるとするならば、例えば一般の方々がどのような考えを持っているのかを知りたいといった調査的なものは対象外ということでもいいのか。三つ目の質問である。最後に、リスクマネジメントの組織対応として、専門部署を作ることは極めていいことだと思うが、専門部署と現場がコミュニケーションをとって進めて行くことが大切である。事前に説明を受けた際に、専門部署は二人であるが、各部にリスクマネジメントの担当者をおいて、そこのやり取りができるようにするという話を伺ったので、そのことにも触れてもらえるといいと思う。

(NUMO)

技術開発の委託についてはご指摘のとおりであり、できるだけコアのところは残すということである。一方で、オーバーパックの鉄の試料を作るといったようなこと

は、NUMOは製鉄所を持たないため、当然外部に委託せざるを得ないわけである。二つ目のご質問の「手作り感」については、経済産業大臣からもシンプルスタートということで、公民館でパイプ椅子を並べてというお話があった。今まではホテルの大会議場のような場所で開催してきたわけであるが、華美なものではなく新聞広告もやめてお金をかけずにやってみてはどうかということである。これは今回あくまでも試行であり、その結果も踏まえて、やはり新聞広告というのは必要であるということになるのかどうか。そういったことを、試行的実施の結果を踏まえて考えていきたいということである。ルールがどこまでを含むのかというご質問については、謝金を払ってレポートを書いてもらうといったものは別途ルールを作る必要があると考えている。また、学生さんだけを対象とするようなものについては、遠くから来られる学生さんに交通費を負担いただくのは酷であり、交通費の実費を払うというルールを先に決めて公表したうえで開催するといったことはあり得ると思う。最後に、リスクマネジメントの専門部署設置についてコミュニケーションの重要性に関するご指摘をいただいたが、専門部署と各部のリスクマネジメントの担当者、さらにその先の現場担当者とのコミュニケーションを上手く図りながらやっていきたいと考えている。

(評議員)

技術開発については、前回の評議員会でも指摘があったと思う。コアとなる技術を内部に残すという点に異論はないが、他方、技術の話には専門的側面もあり、多少は現場から距離をおくことも大切なので、そうした意味で外部の研究機関と連携したほうがいい場合もあるのではないかと感じている。原子力規制委員会でそういう議論をしていたときに、霞ヶ関にいて基盤的研究ができるかということと難しい面があるので、むしろ、筑波などにいる機関と連携したほうがいいといった話も出た。同じようなことで、この分野で技術的な能力を維持しようと思うと、そこもいろいろなことを考えていくべき領域ではないかと感じている。

(評議員)

第1回目の評議員会評価のときに、私から「NUMOの技術評価では外部との連携を十分に見なければいけないが、今回はそれができなかった」と申し上げた。外国、JAEAなどの研究機関、そして外注先業者の三つとのインターフェイスである。それに加えてNUMOの15年間の蓄積を見なければいけないのだが、「それは当面は見る余裕がない」という言い方をした。年度ごと評価の方針があるし委員の負担増も大きいからである。

しかしこの度は、業務の外注について抜本的な見直しが進められ、技術開発もそれに含まれるものとされた。これまで評価委員会は、外注業務のやり方や状況を取り

上げたことがない。技術の外注問題の評価では、内容（外注の成果物とNUMOでの付加価値）の質と業務監督の質を同時に見なければならず難度が高まるが、仕事の膨張を抑えたスキームを何とか工夫して評議員会に案を出せないかと考えている。もう一つは、前にも書いたチーム討議の有効性についてである。NUMOのような実施機関にとっては、絶えずチーム内で考え方を突き合わせ共有することが非常に大事である。今回動き出す大規模業務改革では、チームで対応することを願いたい。最後に確認を一つ。2014年度分の評価のときに、技術マネジメントという組織があったと思う。その後ずっと評価に出てこないの、組織変更されたのだと思うが、それと今回登場したリスクマネジメントはかなり重なると思うので、これについてNUMOのご説明をいただきたい。

（評議員）

地層処分という幅広い技術が必要となる中で自前主義には無理がある。例えば、NUMOはこの部分を担当し、JAEAがこの部分を担当するという棲み分けをやるべきだと思う。アウトソーシングというと計算を外注するといったレベルの話になるかもしれないが、そこはある意味で品質管理の問題だと思うので、そこはきちんとやっていく。一方でコアとなる技術も自分のところで持てるものと持てないものがあるということは考えておいたほうが良いと思う。

（NUMO）

貴重なご指摘をいただき、感謝申し上げます。皆さまのおっしゃるとおりであり、技術開発は多岐にわたっているので、自分たちがどこを押さえておかなければいけないのかということは、産業界とのバランス、あるいはJAEAなど他の研究機関とのバランスというのを常に見ながら、役割分担をしつつ、自分たちの業務を決定するということには注意しているつもりである。ここで、JAEAや他の国際機関との関係は共同研究であり、双方の持つ能力を出し合って成果を共有するという形態である。ここで特に述べている委託に関しては、産業界にどういった委託を出すのかということであり、資料にも書いてあるように、自分たちの中に保有すべき技術についてはできるだけ自分たちで持てるように、産業界に委託を出すということを原則としている。当然、産業界のほうがNUMOよりも専門性の高い知識を持っておられる場合もあり、その場合は常に利用しつつ、少しずつNUMOに知識が蓄積するような形で委託を考えたいということである。したがって、この分野は全部NUMOで保有ということではなく、内容に応じて、どのくらいNUMOの中におき、どのくらい委託に出すのかということ柔軟に対応したいと常に考えている。それから、先ほどご質問があった技術マネジメントについては、技術マネジメントという特別の組織は存在せず、業務の中で技術マネジメントに注力したいろいろな活動

をしているというご説明をさしあげたと理解している。技術マネジメントについては継続して活動を続けている状況である。

(評議員)

大変詳細なルールを作ってください驚いている。私もこれだけ厳格にルールを決めていくことについては、善し悪しの両面があると感じている。社会的に賛否の対立のある事業をNUMOがこれからやっていく中では、どうしても社会的な信頼が必要となる。信頼が何から生まれるかということを見ると、公正であるということから、信頼は生まれると考えている。では、公正はどのように保たれるかということ、自由な意思表示を通じた議論がその裏付けとなると考えている。そのため、インクルーシブな議論というのが損なわれてしまっただけでは、公正性の確保、ひいては信頼性の確保という観点からは、逆方向になってしまうのではないかと懸念している。先ほどご説明があったように、今回のタイプの説明会に関しては一般の方向けと書いてあるわけだが、これからいろいろとカテゴリーされていき、それに見合ったルール作りをされていくということであれば、当面はひとまずこういうルールで試していき、そのフィードバックを得てさらに議論していくということでも仕方ないと思っている。

いささか、くどい指摘になると思うが、個々の表現について、法律家の言葉の使い方や感じ方で若干説明させていただかなければならないと思う。まず、「一般の方を対象とする会合等」ということで定義付けているが、「一般の方」と「国民」という言葉が出てきており、電力関係者や事業関係者は「一般の方」ではなくとも、「国民」でもないのかという点が気になる。今回、公正性が問題になったのは、電力事業者という大きな経済力と利害関係を持っている方々の参加によって利益相反や利益誘導がなされたのではないかという疑念を招いたためであり、そうした問題意識から新たなルール作りをしようということであれば、むしろ、利益相反の制御といった視点を出すような表現を心がけたほうがいいと思っている。添付資料②の「委託先の選定」や「参加呼びかけ」のところに、利益相反、モラル、動員行為、やらせといった言葉が出てくる。法律家の世界でも、利益相反やモラルといった言葉の具体的な定義付けは非常に議論のあるところで、この言葉だけ書いておけば足りるというものではない。何をもちいて利益相反というのかについて、例えば、学術会議や医療の臨床試験におけるルールなど様々な場面で利益相反とは何かを定義付けしている事例もあるわけであるから、今回についても、直ちにとということではなくていいので、NUMOの事業遂行において、何が利益相反にあたるのかについて今後議論を重ねていくべきである。利益相反の制御という観点から、事業関係者と電力関係者を定義付けるとともに、その方々にご遠慮いただくべき類型の説明会をカテゴライズするという理論立てを

やっていただければと思う。そういう意味で、添付資料④の「一般の方を対象とする」という表現も、もう少し慎重に考えていただきたい。この資料をよくよく読むと、この中で説明会の「対象」とされないクラスが、三つのカテゴリーに分けられている。2. (3)にある、一般の方を対象とした原子力会合に関わるルールの中で、一般の方ではないとNUMOが考えているのは、「電気事業連合会及びその会員企業、日本原子力発電(株)、電源開発(株)、日本原燃(株)」に在籍する役員、社員が一つ目のカテゴリー、それから二つ目のカテゴリーとして、一つ目のカテゴリーの「各社の有価証券報告書に記載された関係会社」に在籍する役員、社員、それから三つ目のカテゴリーとして「NUMOの取引先」の役員、社員があげられている。この三つのカテゴリーを総称して、「事業関係者」として取扱うと定義されたと理解している。そうであれば、今回の「一般の方を対象とする」会合はどのようなものなのかは、このカテゴリーと平仄があわず、法律家の私からすると非常にわかりにくい。「事業関係者以外の方を対象とする会合」などの表現のほうがいいのではないかと思う。この添付資料④を見ると、先ほど言った三つのカテゴリーの事業関係者以外である、「一般の方」や「国民」といった概念がでてきており、定義に混乱がみられるし、対象の範囲をNUMOがどう捉えているのか非常にスケール感がわかりにくい。しかも、次の添付資料⑤では、「電力関係者」という、別のカテゴリーが出てくるが、これは先ほどの添付資料④でいう「事業関係者」における一つ目と二つ目のカテゴリーを対象としたルールとなっている。こうしたカテゴリーを設定するのであれば、常に、その会合で対象となっているカテゴリーの表現として適切かどうか、慎重に考えて記載していただきたい。これらのカテゴリーで定義づけできる範囲が明確になるように、また、社員に非常勤やパートなども含むのか、個人としての参加資格についてどう考えるのか、外から見てもわかるように、表現するよう心がける必要がある。また、参加をお断りするにしても、単に、「ご遠慮いただきたい」という「お願い」にすぎないという立場を取るのか、不適切なのでこれは絶対に入っていないようにする必要があるので、そうしたレベルも検討する必要があるだろう。もし絶対に参加をお断りする、というのであれば、申込みの手続きの中で「あなたはこのものに関係ありませんね」というチェックを一つずつしていただければ、完全に申込みの段階からはじめることができるわけであるが、先ほど申し上げたように、インクルーシブな議論がもたらす公正さ、ひいては事業に対する信頼の構築という観点から考えれば、「こちらの趣旨としてはご遠慮いただきたい」程度で止めておくのが適切なのではないかと個人的には思っている。それから、1. (1) 本ルールの目的に、「これにより地層処分事業を冷静に考えていただくことを目的とする」とあるが、冷静という言葉について、何をもって冷静ではないのか、冷静でないという感情的なのかといったときに、せめて「合理的に考えていた

だく」など、もう少し感情面でエモーショナルでない言葉使いを選んでいただければと思っている。

(NUMO)

大変貴重な専門的な観点からのご指摘を有難く拝聴した。ご指摘のあった「一般の方」という表現であるが、NUMO内でもいろいろと議論したところである。国のルールがこうなっており、国も相当考えて「一般の方を対象とした」という表現を用いていたことから、最終的には先行事例との整合性を保つべきとの観点からこうさせていただいたものである。カテゴリーの整合性や言葉の適切な使い方などについて、しっかりと肝に銘じて整理して参りたい。

(評議員)

先ほど評議員から、重要な問題提起があったと思う。今回のトライアルを含めて、今後のNUMOの対象とする方々、もちろん「一般の方」をどう定義するかもきちんとやらなければならないと思うが、ご発言のあったように、電力関係者を最初から排除する考え方があるかのかないのか、ここが重要なポイントであると思う。私の理解としては、そういった考えはなくて、疑念を抱かれるようなやり方は、今のこの時点では問題があるということで、一般の方とは分けて「発言も控えて下さい」という意図であると思うのだが、NUMOの考え方はいかがか。

(NUMO)

おっしゃるとおりである。今回問題となった会合のスタートの時点で「意見交換会」というタイトルを付けてしまったことにより、やや誤解を生んだ面があると思うが、基本的にこれは説明会である。本来的には電力事業者が発生させる廃棄物の取扱いに関する様々な取組みについての説明会であり、電力関係者については、電力会社の中で社員に説明されているべき内容であるということ、そういうカテゴリーのものについて説明すると理解しており、電力関係者の方には一般の方々がどのように考えておられるかをオブザーブして耳を傾けて聞いていただくということで、関係者席にお座りいただくのが適切であると考えたということである。今後、本来の意味での意見交換会を開催する際には、テーブルに電力関係者であることを明らかにして座っていただき、市民の方々と対話をしていただくという会合は当然あり得ると思っているが、今回の科学的特性マップが公表されて、これについて説明するという会合についてはこのやり方で進めさせていただきたいと考えている。

(NUMO)

関係者席に電力関係者の方が座っていただく理由の一つとして、第二部まで残って車座で対話するA席と第一部の説明だけを聞くB席とがあるが、B席なら聞いてい

るだけなので問題ないということではなく、仮に電力関係者の多くがB席に座って一般の方が座れなくなってしまうような状況を避けるという意味もあって、B席ではなくて関係者席でということ考えたところである。

(評議員)

私はいつも自分が参加するという立場で考えており、その観点から一言申し上げたい。今回、大変時期を急いで試行的に実施するということが5箇所すべてが関東圏となっているが、何故こんなに狭い区域で行なうのか、試験的にやるのであれば地域を分散すべきではないかと疑問に感じる。もう一つは、議事 52-2 の目的のところを見ると、最初のところの科学的特性マップの発表を受けて一般の方とのお話しを通じて理解の促進を図るという趣旨は理解できるのだから、その次のところで「参加者の賛否等の意見を求める、もしくは、個別の地域において処分地選定調査や処分場等受け入れの判断を求める性質のものではない」としていることから、参加する方は「説明されたものをただ聞いていなさい」というような趣旨に受け取れるので、NUMOの考えをお聞きしたい。これを見ると、「事業上もしくは政策上の具体的判断に利用するために特定地域の住民の意見をお伺いするものではない」となっており、参加する方々は何を求められているのか。特定の地域でやっているわけではないと言われても、自分の住んでいる地域が科学的特性マップのグリーン沿岸部の範囲に入っているから説明を聞いてみたいと考えるのであって、そういう方々が参加するという観点からはどこで開催するのかということが非常に大事なことである。しかし、目的は違っており、関東各県で開催することも含めて、参加する方々には非常に分かりにくいのではないかと。

(NUMO)

開催場所について、今回は試行的なものであり、様々な開催のパターンを一定のエリアで試すことが目的である。また「特定地域の住民のご意見をお伺いするものではない」ということは、明らかにしておかなければいけない。すなわち、福島県を除く46都道府県のうち28箇所で開催し、残り18箇所が残っているわけであるが、46都道府県の県庁所在地で説明会を行うことの趣旨は、東京だけでは「直接いろいろと話を聞いてみたい」とか「車座に参加してみたい」という方々に全国から集まっていたただくのは困難なので、各都道府県の県庁所在地で東京と同じ内容の説明会を開催して、広く国民理解に資することを目的とするものである。報道の中には「住民意見交換会」と表記してそこに電力関係者が動員されたと書かれたものもあるが、そもそもこれまで行ってきた説明会はその地域に住んでいる方々だけを対象としたものではなく、ある県の会場に他県の方が来られても構わない。全国各地から慎重な立場の方が来られて意見を述べられた場合もある。「地域住民対象の意見交換会」

であると誤解をされてはいけない。つまり、これは説明会であり、地元の方々に受け入れについての意見を聞く会ではないという事をはっきりさせておかないと、動員とかやらせということになってしまうので、これを改めて明らかにするために、名称も「対話型全国説明会」としたものである。

(評議員)

先ほど、添付資料④の「冷静に考えていただく」という表現についてご指摘があったが、これは私もチェックしていた箇所である。このままだと「これまでは冷静に考えていなかったと言うのか」となるだろう。先ほどの評議員からは「合理的に」という変更案の提示もあったが、大差はないと思われる。私の苦い経験に照らすと、非常に敏感に反応される場所であるので検討いただきたい。それと同じ理由で、別の評議員からご指摘のあった議事 52-2 の 1. の目的の二つ目についても、基本的に「インクルーシブ」、つまり「なるべくいらっしゃい」という構えでの書き方を希望する。

(評議員)

大局的なご意見が出揃ったので、私からは各論的なところをお尋ねしたい。議事 52-1-1 に①から⑤までの添付資料がついているが、これを外部に開示することがあり得るとすれば、直さないといけない部分が多々ある。例えば、添付資料②の委託先の選定のところに「情報セキュリティ等、ガバナンスが弱い(実績含む)」とあるが、この実績含むというのはまるで意味が分からない。それで、次のページの報道機関への通知の不徹底のところに脱字がある。何故気がつかないのか不思議なのだが、こういうところが抜けていると品質という意味で非常に信頼を落とすことになる。また、添付資料③をみると、「実施箇所」、「担当箇所」と表記している。確かに箇所という言葉もあるが、先ほどから総務部や事業計画部というお話が出ているので、部門、部署としたほうが明確で誤解がないと考える。また、この資料には契約書のことを書かれているが、本当にここに書かれているとおりに契約書が改善あるいは改訂されたということを誰が確認するのか。

(NUMO)

契約書のひな型を作って、NUMO内で共有することから、役職員全員が分かるようになっている。

(評議員)

それが適正であるかどうかということの評議員会に見せてもらうことは可能か。

(NUMO)

ご要望があればご提示する。

(評議員)

添付資料④に禁止行為として「参加者に対して、内容を特定しての質問または意見の表明、アンケートへの回答等を要請する行為」というのがある。通常、会場で「アンケートへご回答ください」といったことは言うので、「要請」ではなく「強要」ではないか。そうでないと、アンケート調査ができなくなる。

(NUMO)

これは内容を特定しての質問または意見の表明やアンケートへの回答等の要請を禁じている趣旨であり、例えば「賛成ですね」というような聞き方を禁止するものである。

(NUMO)

そこは議論をしたところで、「強要」という言葉も考えたが、「要請」と「強要」の線引きは極めて主観的なものであり、当方が要請と考えていても相手方には強要と受け取られる恐れがあることから、「要請」でも認めないというより厳しい表現を意図したものである。

(評議員)

承知した。添付書類⑤を見ると、同じページ内で、「発言権」という言葉と「発言機会のない」という言葉の二つ出てくる。次のページには「発言権がない」という言葉が出てくるので、統一すべきである。同じことは議事 52-1-1 にもあって、「ロールプレイング研修」と「ロールプレイ研修」という言葉が並存している。毎回申し上げているがうまくいっていない。また、議事 52-2 の目的のところ「理解を促進すること」という表現があるが、教えてやるというような印象があるので「理解の促進に資すること」としたほうが違和感なく読めると考える。

もう一点、リスク管理室については、過去の不幸な出来事の例から気を付けていたいただきたいことがある。部長級と副部長級のお二人で内部の確認をして歩くということであるが、かつて他の機関で事故が発生したときに、重要物件の所在や誰がどのように保存していたかということなどの調査任務を負った担当者が自殺された。なぜそのようなことが起きたかという、遙か上の権限を持つ人にもその担当者が調査をするという非常に難しい立場にいたからで、リスク管理室の方にも過重なプレッシャーがかかることのないように十分に配慮していただきたいと思う。

(評議員)

議事 52-2 を見ると対話型全国説明会の試行的実施に際して、「参加者の賛否等の意見を求める」ものではないとしている。NUMOの考えは分かるが、意見交換会に参加した方の感想を聞くと、賛否の意見も含めて参加者が思い思いの意見を述べるので、NUMOが意図するような会合にはならないのではないかと。そういうことを踏まえると、「対話活動改革チーム」の責務は大変大きい。それから、非常に新しいアイデアを出していかないと乗り切れないと思うと、若手4名で本当にできるのかと心配している。NUMOのマンパワーからすると兼務で対応せざるを得ないわけであり、この4名の方に相当なプレッシャーや責任感を負わせるようなことにならないかと懸念している。当面の間は専任で集中してやっていただくことや、もう少し増員するといった対応を考えていただいたほうが実効的な活動ができるのではないかと感じている。

(NUMO)

ご配慮に感謝申し上げます。対話活動改革チームを若手で構成することについては、彼らがNUMOの対話活動の全責任を負うということではなく、むしろ自由な発想で若い職員の少し突飛な意見でも発言できる場やNUMO内に閉じこもることなくいろいろな先生方のところに足を運んでお伺いしたりすること、場合によってはITの専門家など日常業務では会わないような方と接することを意図したものである。また、対話活動の改革そのものについては、NUMOの全役職員で取り組むこととしており、対話活動改革チームの若手職員に全責任を負わせるものではない。

(評議員)

喉元を過ぎつつあるから落ち着いて物事が見えるということもあると思う。私が今、何を感じているかと言うと、今回の事案の本質はいったい何かということ。事業実施に際して業務委託をすると、委託先が再委託をする可能性がある、あるいはその事実があったということへの認識が不十分であったため、管理が行き届いていなかった、ただこれだけのことであったのではないかと。これだけのことではあるが、現れた事象は、謝金の提供による学生の動員という非常に筋の悪い話として、経済産業大臣が謝罪するほどの事案になったわけである。千慮の一失というか誠にもったいないことだったと感じるのだが、NUMOとしてもそのために厳格なルールを作り、職員の皆さん方も十分反省しているものと思う。それは是非進めてもらわなければならないが、そのことがあまりに行き過ぎると職員の皆さんの委縮に繋がったり、これまで折角頑張ってきた勢いにブレーキがかかって本末転倒ということになるのではないかと。角を矯めて牛を殺すということにならないよう理事長や役員の方々がうまく手綱さばきをしていただきたい。仕事をする時に攻撃精神を失った

のでは何も前に進まないはずであり、反省すべきはして、そのうえで一番大切な攻撃精神が見失われないようにしてもらいたい。

(NUMO)

委縮しないでしっかりやっていくべきというお言葉に感謝申し上げます。温かいお言葉と受け止めると同時に、我々は原子力に関わるものとしてリスクについて再認識しなければいけないと考えているところである。原子力の場合は社会の関心が非常に高いという現実に対して我々は特別に注意を払っていく必要がある一方で、委縮してはいけないというのはおっしゃるとおりであり、バランスを取りながら気を配ってやらなければいけないと思っている。

(評議員)

対話型全国説明会の試行的実施について、結果の評価は何をもって判断するのかということを含め決めておくべきであり、そうすることで実施段階の視点が違ってくるものと思う。もう一つは、これだけリジッドにやり方を決められたのであれば、やはり禁止事項や記録の残し方、承認プロセスなどの作業要領書を作ったほうがいいと思う。先ほどお話のあった「がんじがらめで攻撃精神をなくした組織」になるリスクもあるが、後々トレーサビリティのためにも作業要領書が必要と考える。

(NUMO)

まさにご指摘のとおりであり、現在、試行的に実施する5箇所の評価ポイントを整理しつつある。例えば、人数なのか、時間なのか、場所なのかといった外的な要件は当然のこと、先ほどからご議論いただいている業務委託の範囲などについて、直営がいいのか、委託をやめたらオーバーワークになっていないだろうか、あるいはモチベーションはどうかという内的な要因を併せて評価させていただこうと思っている。もう一点は、私どもが手作りで全国を回った22箇所の実績があるので、その検証結果、これはコスト面や効率面も併せてであるが、そういったものを指標としながら、今からしっかりと検証の準備をして参りたい。

(評議員)

先ほどから議論になっている議事52-2の目的のところの二つ目は、結論だけを言う必要のないものとする。逆にインクルーシブではなくなるという議論と、今の段階で対話型全国説明会をこういう目的で考えているというのはいいのだが、将来どのような説明会をやるのかということを考えてうえで、それとの差別化を図る必要があると思う。そのときに、この二つ目の「参加者の賛否等の意見を求める、もしくは、個別の地域において処分地選定調査や処分場等の受け入れの判断を求める性質のものではなく」というのはかなり乱暴な書き方で、NUMOが中心になって賛

否を聞くことが将来的にもあるのかと言えば、そもそも説明会のようなもので受け入れの判断を求めることはあり得なくて、その判断は最終的に対象となった自治体の議会や行政が行うことである。そうすると将来的に調査やサイトの話になっても、NUMOが当事者となることができることは、説明会等で地域の理解を求めることに限られるのである。そう考えると、目的の二つ目はそもそもあり得ないようなものをあげているようで、若干違うのではないかと感じている。

(NUMO)

ご指摘のとおりで、NUMOとしては書く必要がなかったと思うが、元々、国と一緒に説明会を開催するということもあり、国の立場としては用心深く言っておいたほうが良いという判断をしたものである。

(評議員)

逆に言うと、広く一般の方々に説明し情報提供を行うものでも、今後はいろいろなタイプのものをしていくので、その中でどういうタイプがあるかということもNUMOはきちんと考えておく必要があると思われる。

(評議員)

NUMOは、これだけの問題を起こして、どうすべきなのかということを経回いろいろと言われたが、それに対して非常に真剣に立ち向かわなければいけないとこれだけのことを考えてきた。私はそのことを高く評価してあげるべきだと思う。ただし、実際にやれるかというところ、これをそのまま進めるとNUMOのスタッフには大変な負担がかかると思われる。現実的にこのままずっと耐えていけるかと言うとやはり難しい気がする。したがって、とにかくこれでNUMOがやってみるということを我々が認めることが非常に重要であると思う。もう一つは、先ほどより評議員の皆さんからいろいろなご意見をいただいたが、それらにどう応えていくかについて、きちんと考えてもらいたい。

(評議員)

私は地方での意見交換会に関係者として参加し、各テーブルでの発言を聞かせていただいた。少し聞こえにくいところもあって全部を把握しているわけではないが、やはり司会に能力がないと会合を仕切れないと思う。例えば、この会合にふさわしくない発言があったときにいったん止めるのか、あるいはそのまま発言を続けさせるのかという判断をするのも非常にスキルが求められるが、会合を見た印象としてはテーブルごとに差があったように思う。今回は試行ということであり、その失敗例を参考事例として集め、皆さんで共有されるといいのではないかなと思う。その会場で議事メモを取っているか確認したところ「なかなかそこまで手が回らない」と

回答があったのだから、添付資料①にはメモを作成することが書かれているので、これも一つ進歩するのではないかと思う。先ほどの評議員がおっしゃったことは全くそのとおりで、すべてができるとは思わないが、試行の中でやり過ぎるところはやり過ぎるくらいのメリハリをつけてもらいたいと思う。

(NUMO)

先ほどのご意見について、説明させていただきたい。議事メモについては、添付資料①の「議事メモの作成（速報）」をご覧になってのご意見と思われるが、今回初めてではなくこれまでも実施している。その内容を翌週には共有して、こういう質問に対してはこう答えていくということも併せて行っている。もう一点、テーブルディスカッションにおける司会者の能力向上に関する取組みについても、各会場が終わるごとにやって参っており、今回の試行の場で検証してみたいと考えているので申し添えさせていただきたい。

(評議員)

評議員の皆さんには、大変貴重なご意見をいただき感謝している。本日の議論にもあったように、この問題をNUMOが真剣に捉えてくれたということが、今回のこの提案の中に非常によく表れていると思う。現実的にどこまでできるのかという懸念もあるが、まずはアクションを起こしてみるということが大事である。いろいろのご意見はあると思うが、とにかくNUMOにやらせてみるということを、本日はご承認をいただきたいと思う。5回の試行が終わった後にきちんと検証を行い、その結果を評議員会にフィードバックをしてもらって、本日のような議論をしたい。そのときに皆さんから出た意見をどうやって反映するかなど、NUMOとして考えたうえで次の実施案を提案していただきたい。こういうことでトライアルを認めたいと思うがよろしいか。

(異議なし)

(NUMO)

評議員の皆さまには本日貴重なご意見を賜り改めて感謝申し上げます。この後に理事会を開いて、本日の内容を説明し、必要な決定を行ったうえで、それらの要点をホームページで公開して参りたいと思っている。また、2月20日に予定させていただいている次回評議員会においては、再発防止及び組織の改革に向けた提言における中長期の課題や対話活動改革チームの検討状況をご説明さしあげたうえで、来年度の事業計画もご審議いただければと思っている。その後、3月下旬に臨時の評議員会を開催させていただき、対話型全国説明会の試行的実施を行った結果をご説明申し上げて、4月からの本格実施に向けた取組みについてご審議いただければと思っています。

るところである。引き続きタイトなスケジュールでいろいろとご指導をお願いして誠に恐縮に存ずる次第であるが、今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

以上をもって議事のすべての審議及び報告を終了したので、議長は 15 時 10 分に閉会を宣言した。

上記議事の経過の要領及び結果を記録するため、本議事録を作成し、議長及び議長が指名した議事録署名人がこれに署名捺印する。

原子力発電環境整備機構

評議員会

議 長

高橋恭平

印

議事録署名人

大江俊昭

印

議事録署名人

東原紘道

印